

第四次あきた売れる米づくりランクアップ運動表彰要領

制定 令和 6年 4月 1日

1. 目 的

第四次あきた売れる米づくりランクアップ運動（以下「運動」という。）の普及・啓発を図り良質米生産の意欲を喚起するとともに、秋田米の声価高揚に資するため、運動の目標に照らして顕著な成績をあげた出荷業者を表彰する。

2. 表彰の対象及び種類

表彰は毎年度行うものとし、表彰の対象は米穀取扱業者（秋田県うまい米づくり運動本部（以下「運動本部」という。）の構成員又は構成員の構成員たる米穀取扱業者）として、集荷系統（農業協同組合系統及び主食集荷商業協同組合系統を言う。）別に次の賞を授与する。

農業協同組合系統

最優秀賞 1点

優 秀 賞 1点

優 良 賞 2点

努 力 賞 3点

主食集荷商業協同組合系統

最優秀賞 1点

優 秀 賞 1点

優 良 賞 1点

努 力 賞 1点

（1）取扱数量が概ね500トン以上の米穀取扱業者を対象とする。

（2）運動本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたときは、副賞・特別賞を設けることができる。

3. 審査委員会

（1）表彰受賞候補者の審査にあたるため、審査委員会を設ける。

（2）審査委員会の審査委員は、本部長が委嘱する。

4. 表彰基準

表彰基準は別に定める審査細則による。

5. 表彰受賞者の決定及び表彰の実施

（1）本部長は、審査細則に基づき受賞候補者を選定して審査委員会の審査に付し、その審査報告に基づき表彰受賞者を決定する。

（2）表彰は、原則として毎年3月に実施する。

6. その他

この要領の改廃及び解釈は本部長が行う。

附 則

1. この要領は、令和6年4月1日から施行する。